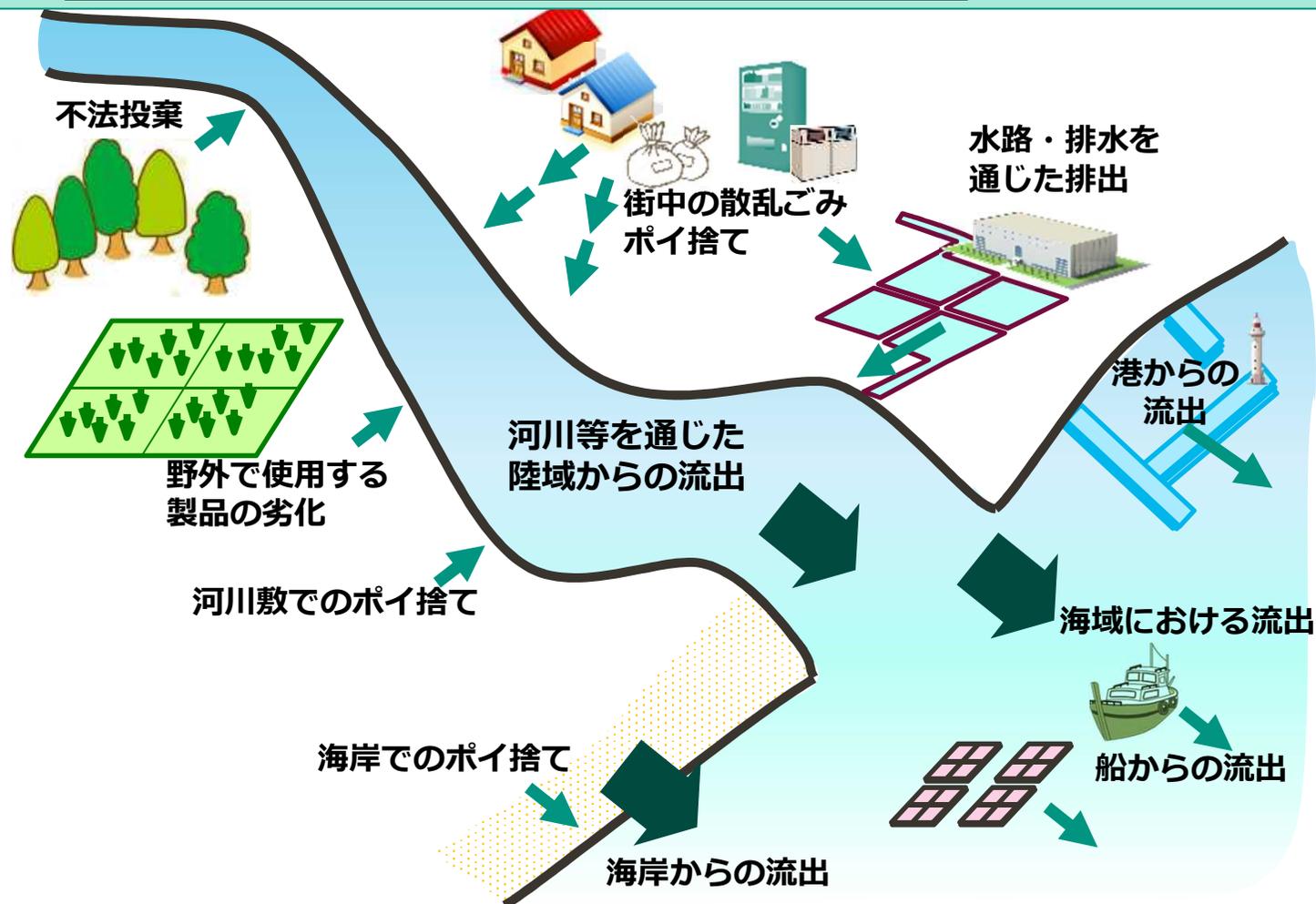
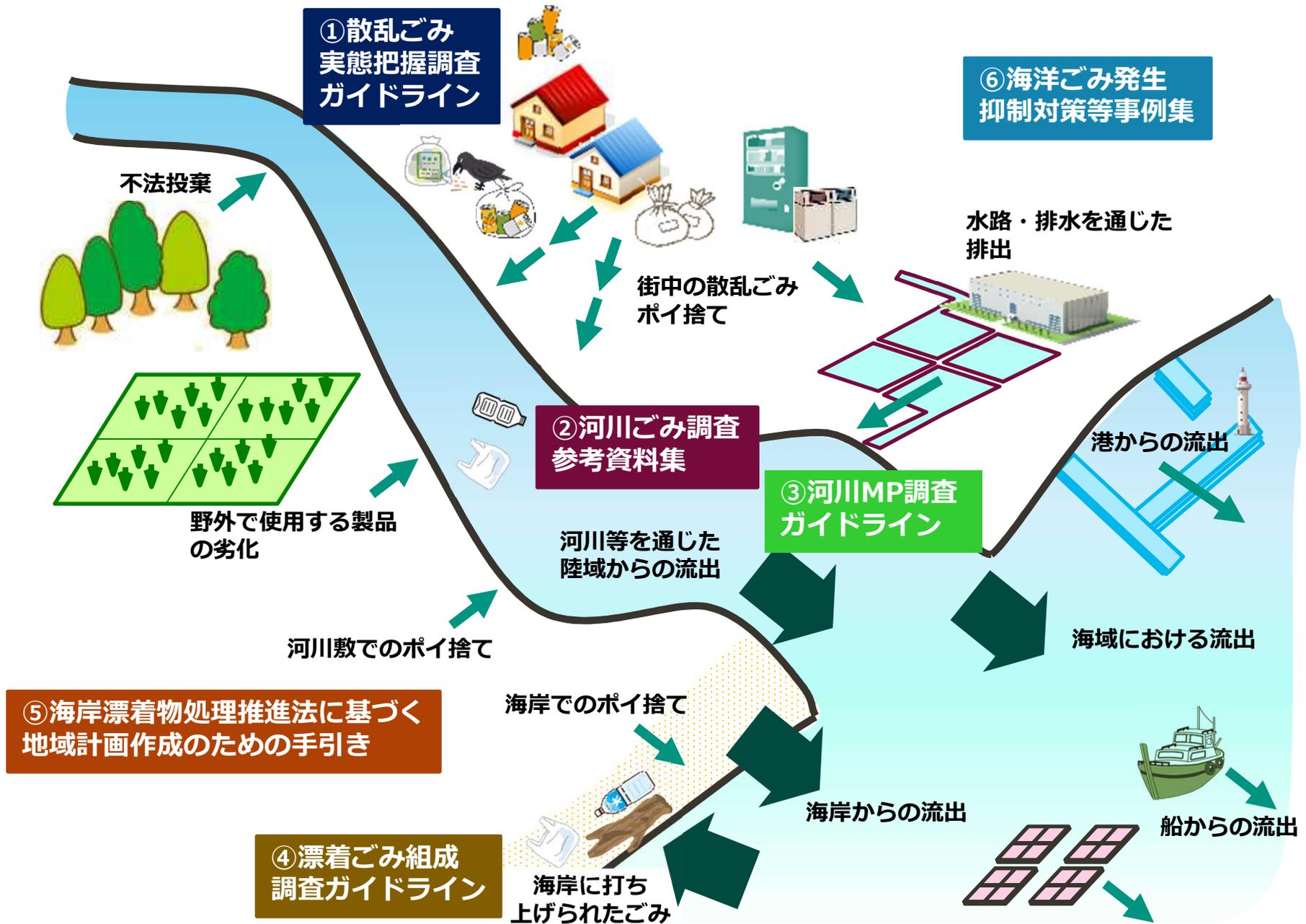


海洋プラスチックごみに関する各種調査ガイドライン等

- 世界の海洋プラスチックごみの約 8 割は陸域から発生しているとも言われていることから、流域圏で内陸から沿岸及び海洋にわたる関係主体が一体となって発生抑制対策等を行うことが不可欠である。
- 環境省では、内陸から河川を經由して海洋へ流出するごみの量・組成等を経年的に把握するための海洋プラスチックごみに関する各種調査ガイドライン等の作成を進めてきた。



海洋プラスチックごみに関する各種調査ガイドライン等



海洋プラスチックごみに関する各種調査ガイドライン等



名称	対象者	目的・対象	期待される活用方法
① 散乱ごみ 実態把握調査ガ イドライン	自治体、地 方環境研究 所、自治体 からの発注 を受けて調 査を実施す る調査機 関・事業者 等	<u>陸域や河岸・河川敷に散乱するご みの実態</u> の把握	散乱ごみ対策の実施場所、対象や方向性、 実施した対策の効果検証、対策効果の長 期的なモニタリング等への活用
② 河川ごみ調査 参考資料集		<u>陸域から海域へ流出する河川を浮 遊するごみ(原則、長径25mm以 上)</u> の実態の把握	河川ごみの実態把握とその対策の対象や 方向性、具体的な対策の指標、さらには 実施した対策の長期的な評価指標を得る
③ 河川マイクロプ ラシック調査 ガイドライン		<u>陸域から海域へ流出するマイクロプラス チックのうち、河川水中におけるマイク ロプラスチックの実態</u> の把握	調査結果を基に、地方自治体が関係機関や 住民等と連携すること等により、マイクロプラス チックの発生源対策等の推進
④ 漂着ごみ 組成調査ガイド ライン		<u>各地方公共団体の海岸において、長 期的に、継続して漂着ごみの組成や存 在量の実態</u> 、それらの経年変化の把握	漂着ごみ対策の対象や方向性、具体的な対 策の指標、さらには実施した対策の長期的な評 価指標を得る
⑤ 海岸漂着物処理 推進法に基づく 地域計画作成の ための手引き	都道府県	海岸漂着物処理推進法に基づく地域 計画の作成又は変更	地域における海岸漂着物対策の総合的かつ効 果的な推進
⑥ 海洋ごみ発生抑 制対策等事例集	自治体、 NPO、自治 会等	海洋ごみの発生抑制対策等の効果的 な実施	新たな海洋ごみの発生の抑制や回収の促進